

松江市告示第 246 号

松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金交付要綱(平成 17 年松江市告示第 167 号)の一部を次のように改正する。

令和 2 年 4 月 1 日

松江市長 松 浦 正 敬

次の表により、改正前欄に掲げる規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後				改正前							
(趣旨)				(趣旨)							
第1条 市の交付する松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年_____松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。				第1条 市の交付する松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金については、松江市補助金等交付規則(平成17年 <u>3月31日</u> 松江市規則第48号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。							
(財産処分の制限期間)				(財産処分の制限期間)							
第4条 規則第18条 <u>ただし書</u> に規定する市長が定める期間は、事業完了のあった日の属する年度から起算して5年とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの期間を短縮することができる。				第4条 規則第18条 <u>ただし書き</u> に規定する市長が定める期間は、事業完了のあった日の属する年度から起算して5年とする。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合はこの期間を短縮することができる。							
別表 <u>(第3条関係)</u>				別表 _____							
事業の種類	採択基準	市の補助率 (対事業費) (1,000円未満切捨て)		事業の種類	採択基準	補助金交付 の率又は金額		摘要			
農地及び農業用施設	市単独補助基盤整備	農道整備事業(舗装及び橋梁)	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以上	50%	事業費の採択基準は100千	農地及び農業用施設	市単独補助基盤整備	農道整備事業(舗装及び橋梁)	(1) 受益面積 0.3ヘクタール以上	事業費の50パーセントの額(千円未満切捨て)	事業費の採択基準は100千

設 改 良 事 業	備 事 業	を含む。	(2) 延長 5 0メートル以上 (3) 幅員 3 メートル以上		円以上 8,000 千円未 満のも のを対 象とす る。
		水路	(1) 受益面 積 0.3ヘ クタール 以上 (2) 延長 2 0メートル 以上	<u>50%</u>	
		ため池	受益面積 0.3ヘクタ ール以上	50% (85% ※1)	
		暗渠排 水	受益面積 0.1ヘクタ ール以上	<u>50%</u>	
		小規模 圃場整 備事業	受益面積 0.1ヘクタ ール以上 (ただし、 団体営以 上の改良 が見込ま れる地域 以外の地 域)	<u>50%</u>	
		その他	受益面積 0.3ヘクタ ール以上	<u>50%</u>	
県単 利用支 援整備 事業	農地有効 利用支援 整備事業	県の事業 認可を受 けた事業	<u>20%</u>	土地改 良区を 事業主 体とし て工事 費100 千円以 上	
設 改 良 事 業	備 事 業	を含む。	(2) 延長 5 0メートル以上 (3) 幅員 3 メートル以上		円以上 8,000 千円未 満のも のを対 象とす る。
		水路	(1) 受益面 積 0.3ヘ クタール 以上 (2) 延長 2 0メートル 以上		<u>事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)</u>
		ため池	受益面積 0.3ヘクタ ール以上		<u>事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)。ただ し、防災上 危険なため 池の整備に ついては事 業費の85パ ーセントの 額(千円未 満切捨て) とする。</u>
		暗渠排 水	受益面積 0.1ヘクタ ール以上		<u>事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)</u>
		小規模 圃場整 備事業	受益面積 0.1ヘクタ ール以上 (ただし、 団体営以 上の改良 が見込ま れる地域 以外の地 域)		<u>事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)</u>
		その他	受益面積 0.3ヘクタ ール以上		<u>事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)</u>
県単 利用支 援整備 事業	農地有効 利用支援 整備事業	県の事業 認可を受 けた事業	<u>事業費の20 パーセント の額(千円 未満切捨 て)。ただ し、防災上 危険なため 池の整備に</u>	土地改 良区を 事業主 体とし て工事 費100 千円以 上2,00	

				を 対象と する。			については事 業費の34パ ーセントの 額(千円未 満切捨て) とする。	0千円 未満を 対象と する。
土地改良施設 維持管理適正 化事業	国の土地 改良施設 維持管理 適正化実 施要綱に よる。	16%	土地改 良区を 事業主 体とす る。(基 幹水利 施設補 修比率 按分)		土地改良施設 維持管理適正 化事業	国の土地 改良施設 維持管理 適正化実 施要綱に よる。	事業費の16 パーセント の額(千円 未満切捨 て)	基幹水 利施設 補修比 率 按 分。
水利施設等保 全高度化事業 (簡易整備型)	国の水利 施設等保 全高度化 事業実施 要綱等に よる。	一般:20% 6法など:1 5%※2	土地改 良区を 事業主 体とし て事業 費2,00 0千円 以上を 対象と する。					
農地耕作条件 改善事業(地 域内農地集積 型)	国の農地 耕作条件 改善事業 実施要綱 等による。	一般:20% 6法など:1 5%※2						
農業水路等長 寿命化・防 災減災事 業	国の農業 水路等長 寿命化・防 災減災事 業実施要 綱等によ る。	一般:20% 6法など:1 5%※2						
	防災減 災対策 のうち ため池 整備	国の農業 水路等長 寿命化・防 災減災事 業実施要 綱等によ る。	一般:24% 6法など:1 9%※2					
土地改良施設 突発事故復旧 事業	国の土地 改良施設 突発事故 復旧事業 実施要綱 等による。	一般:25% 中山間:22. 5%※3						
災害 復旧事 業	小規模災害復 旧事業 事業費が1 00千円以 上400千円 未満	50%			災害 復旧事 業	小規模災害復 旧事業 事業費が1 00千円以 上400千円 未満	事業費の50 パーセント の額(千円 未満切捨 て)	

国県補助のある災害復旧事業	県の農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱による。	15%	災害復旧事業の暫定法に基づく補助率増高による金額を上限とする。	国県補助のある災害復旧事業	県の農地・農業用施設災害復旧事業補助金交付要綱による。	事業費の15パーセントの額(千円未満切捨て)	災害復旧事業の暫定法に基づく補助率増高による金額を上限とする。
管理体制整備促進事業	国の国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱に <u>準</u> じる。	37.5%(50%※4)	補助率は国のガイドラインに <u>準</u> じる。	国営造成施設管理体制整備促進事業	国の国営造成施設管理体制整備促進事業実施要綱によ <u>る</u> 。	事業費の37.5パーセントの額(千円未満切捨て)	国のガイドラインによる。
終期	令和3年3月31日						
<p>※1 防災上危険なため池整備の場合の補助率</p> <p>※2 6法(離島、山振、半島、過疎、特農、豪雪)指定地域、急傾斜地畑地帯である場合の補助率</p> <p>※3 中山間地域指定(5法(離島、山振、半島、過疎、特農)指定地域を指す。)である場合の補助率</p> <p>※4 対象施設の受益内担い手集積率が国の政策目標である80%を超えた場合、補助率を施設の管理に係る経費の50%へ嵩上げする。なお、担い手集積率は補助金交付申請時点のものとする。ただし、対象施設は西・東排水機場及び大井排水機場とする。</p>							

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。